

○三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例（平成12年3月30日三浦市条例第5号）の一部を改正する条例新旧対照表【第2条改正】

改正後	改正前																
<p>○三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例 平成12年3月30日三浦市条例第5号 三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第11条の規定に基づく海岸保全区域に係る占用料及び土石採取料（以下「占用料等」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 (占用料等の徴収)</p> <p>第2条 市長は、その管理に属する海岸保全区域について法第7条第1項の規定による占用の許可又は法第8条第1項の規定による土石の採取の許可を受けた者から、別表に定める占用料等を徴収する。 (占用料等の減免)</p> <p>第3条 市長は、公益性の高い事業を行うときその他特に必要があると認めるときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。 (占用料等の不還付)</p> <p>第4条 既納の占用料等は還付しない。ただし、天災その他不可抗力により占用又は土石の採取の目的を達成することができなくなったときその他市長が特に必要と認めるときは、占用料等の全部又は一部を還付することができる。 (委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 2 この条例の施行前に行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。 3 この条例の施行前に徴収した占用料等は、この条例第2条の規定により徴収した占用料等とみなす。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">占 用</td> <td>通路、作業場、材料置場その他 原状のまま使用するもの</td> <td>占用面積1平方メートル 1年につき</td> <td style="text-align: center;">130円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	占 用	通路、作業場、材料置場その他 原状のまま使用するもの	占用面積1平方メートル 1年につき	130円	<p>○三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例 平成12年3月30日三浦市条例第5号 三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第11条の規定に基づく海岸保全区域に係る占用料及び土石採取料（以下「占用料等」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 (占用料等の徴収)</p> <p>第2条 市長は、その管理に属する海岸保全区域について法第7条第1項の規定による占用の許可又は法第8条第1項の規定による土石の採取の許可を受けた者から、別表に定める占用料等を徴収する。 (占用料等の減免)</p> <p>第3条 市長は、公益性の高い事業を行うときその他特に必要があると認めるときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。 (占用料等の不還付)</p> <p>第4条 既納の占用料等は還付しない。ただし、天災その他不可抗力により占用又は土石の採取の目的を達成することができなくなったときその他市長が特に必要と認めるときは、占用料等の全部又は一部を還付することができる。 (委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 2 この条例の施行前に行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。 3 この条例の施行前に徴収した占用料等は、この条例第2条の規定により徴収した占用料等とみなす。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">占 用</td> <td>通路、作業場、材料置場その他 原状のまま使用するもの</td> <td>占用面積1平方メートル 1年につき</td> <td style="text-align: center;">130円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	占 用	通路、作業場、材料置場その他 原状のまま使用するもの	占用面積1平方メートル 1年につき	130円
	区分	単位	金額														
占 用	通路、作業場、材料置場その他 原状のまま使用するもの	占用面積1平方メートル 1年につき	130円														
	区分	単位	金額														
占 用	通路、作業場、材料置場その他 原状のまま使用するもの	占用面積1平方メートル 1年につき	130円														

改正後			改正前		
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		260円	倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		260円
住宅、事務所及び工場		380円	住宅、事務所及び工場		380円
海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー		1,560円	海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー		1,560円
係船くい及び信号柱	1基1年につき	640円	係船くい及び信号柱	1基1年につき	300円
鉄塔	占用面積1平方メートル1年につき	730円	鉄塔	占用面積1平方メートル1年につき	730円
電柱、電話柱、支線柱及び支線並びにその他の柱類	三浦市道路占用料条例（昭和49年三浦市条例第28号）第3条第3項及び別表の規定を準用する。		電柱	1本1年につき	980円
看板			支線柱及び支線	1本（条）1年につき	440円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件			広告板類	広告等に使用される面積1平方メートル1年につき	3,450円
			管類	内径が600ミリメートル未満のもの	長さ1メートル1年につき
				内径が600ミリメートル以上のもの	360円
土石の採取	1立方メートルにつき	300円	土石の採取	1立方メートルにつき	210円
備考			備考		
<p>1 占用料が面積又は長さを単位として定められているもので、その面積又は長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たないとき、又はそれらに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、それぞれの満たない面積若しくは長さ又は端数の面積若しくは長さは、切り捨てて計算する。</p> <p>2 土石の体積が1立方メートルに満たないとき、又はこれに1立方メートル未満の端数があるときは、その満たない体積又は端数の体積は、1立方メートルとして計算する。</p> <p>3 占用料が年を単位に定められているもので、その占用の期間が1年に満たないとき、又はこれに1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。ただし、海水浴施設及びバンガローについては、日割りをもって計算する。</p>			<p>1 この表中1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートルに満たないとき、又はそれらに端数が生じたときは、それぞれの満たない数又は端数は、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。</p> <p>2 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。ただし、海水浴施設及びバンガローについては、日割りをもって計算する。</p>		

改正後	改正前
<p><u>4 占用の期間が1月に満たないときの占用料は、この表の規定により算出した額とその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額との合計額とする。</u></p>	

附 則（※今回改正附則）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の三浦市漁港管理条例の規定又はこの条例による改正前の三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例の規定により算定された占用料等（当該占用料等の期間がこの条例の施行の前日に開始するものにあつては、同日前の占用等の期間に係る占用料等に限る。）であつて、同日前に賦課が行われ、同日の前日までの間においてその徴収が完了していないものに係る額等については、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例による。